

令和 8 年度 介護職員等処遇改善について

令和 8 年 5 月～令和 9 年 4 月(12 ヶ月)

<介護職員処遇改善手当>

- ・介護職員(正規職員)1人当り常勤換算により、令和8年度昇給額を含み44,000円/月(令和3年4月より勤務者)を支給する。
- ・介護職員(正規職員)1人当り常勤換算により、令和8年度昇給額を含み42,000円/月(令和3年5月以降より勤務者)を支給する。
- ・介護職員(パート等)1人当り常勤換算により、15,000円/月を支給する。
- ・介護職員(パート等)1人当り常勤換算により、賞与として年2回支給する。但し、支給日に在籍者とする。
- ・介護職員(パート等)夜勤1回につき3,000円支給する。(夜勤回数に応じて月毎賃金に換算する)
- ・介護職員の夜勤管理者には、1,000円/回を支給する。
- ・年末年始特別手当を支給する。
- ・正規職員の基本年度から昨年度までの昇給額

<ベースアップ手当>

- ・正規職員1人当り常勤換算により、30,000円/月を支給する。
- ・パート等職員には、令和6年度の時給及び日給にそれぞれ時間給として100円加算して支給する。

<その他>

- ・令和7年度の実績がよく、介護職員等処遇改善加算額(実績額)が、前記の支給額より多い場合は、ベースアップ手当で調整する。
その場合は、正規職員及びパート職員全員を対象として常勤換算にて支給額を決定する。